

八日市駅西 地区計画

平成16年12月27日八日市市告示第94号

名 称		八日市駅西 地区計画
位 置		八日市市松尾町及び建部瓦屋寺町の各一部
面 積		約 1.4 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	土地利用の方針、地区施設の整備方針並びに建築物等の整備方針のもとに、「地域特性を踏まえた閑疎な住宅街」を目指し、八日市駅周辺の住宅地として相応しい良好な住宅地を形成し保全することを目標とする。
	土地利用の方針	戸建専用住宅の環境保全を図り、利便を向上させるための公益施設を配置する。
	地区施設の整備方針	地区施設として、道路、公園、集会所、ごみ置場を整備し、機能を維持し、その保全を図る。
	建築物の整備方針	閑疎な住宅街としての良好な居住環境を将来に渡り保全するため、建築物の用途を戸建専用住宅に限定し、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度を定めて、その目的を達成する。
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>次の各号の一に該当する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 戸建専用住宅</p> <p>(2) 兼用住宅で延べ面積の2分1以上を居室の用に供し、かつ、50㎡以下であって次の各号の一に掲げる用途を兼ねるもの</p> <p>① 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>② 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>③ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>④ 美術品又は、工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75KW以下のものに限る。）</p> <p>(3) 公園、集会所、ごみ置場及びガス庫用地に建築する公益上必要な建築物</p> <p>(4) 前各号の建築物に付属するもの</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	150 ㎡
	建築物等の高さの限度	10 m

「区域は、計画図表示のとおり」